

同一敷地内建物等減算に関するQ & A（指定訪問介護事業所の例）

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課

同一敷地内建物等に居住する利用者の定義

Q 1

「1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計」とは、1日ごとに、その当日に当該事業所による指定訪問介護サービスを提供した利用者数のことか？

それとも、当該事業所で訪問介護サービスを提供する契約締結者（利用登録者数）のことか？

A 1

厚労省通知等による明確な取扱いが示されていないため、厚生労働省「平成27年度報酬改定に関するQ&A Vol.1」（問8）と同様に取り扱うものとします。

よって、「1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計」とは、①サービス提供契約を結んだ者のうち、②同一敷地内建物等に居住する者が存する期間を算定期間として、③当該算定期間の係る月において1回以上サービス提供を受けた者を1日ごとに合計したものを指します。なお、当該算定期間は、①及び②を同時に満たす日から①又は②のいずれかを満たさなくなった日までとして取り扱うものとします。

【参考】厚生労働省「平成27年度報酬改定に関するQ&A Vol.1」より

問8 「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

（答）

この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

当日に複数回サービスを受けた者の計算方法について

Q 2

利用者数計算方法が「当日に指定訪問介護サービスの提供を受けた者」の場合、同一利用者が同一日に複数回の指定訪問介護サービスを受けた場合（同一事業所によるサービス提供）、その利用者数計算は「延べ人数」または「利用者実数」のどちらか？

例：利用者A

8月20日に同一事業所より、指定訪問介護サービスを3回に分けて提供を受けた。

この場合の利用者数は1名それとも3名？

A 2

利用者数計算は「利用者実数」とします。よって、同一利用者が同一日に複数回の指定訪問介護サービスを受けた場合においても、その日の利用者は1人として取り扱います。

当該月における利用者の判断例について

Q 3

利用者計算方法が「利用登録者数」で計算する場合、下記計算方法の内どちらか？

例：利用者 A 様 事業所はすべて同一事業所想定

身体介護 29分（身体 1）のサービス提供を毎週「月」「水」「金」のみ受けている場合

<計算方法 1>

月、水、金は「1名」として計算。サービス提供を受けていない曜日（予定されていない）については0名として計算。他利用者も含め上記計算方法を用いて曜日ごとの登録者数で1日ごとに足しあげ、月数で除して平均値を算出（小数点以下切り捨て）

<計算方法 2>

サービスを受けている曜日や回数に関係なく、同月に1回でもサービスを受けた場合、その月の利用者数としては「1名」として計算する。

他利用者も含め上記計算方法を用いて1日ごとに足しあげ、月数で除して平均値を算出（小数点以下切り捨て）

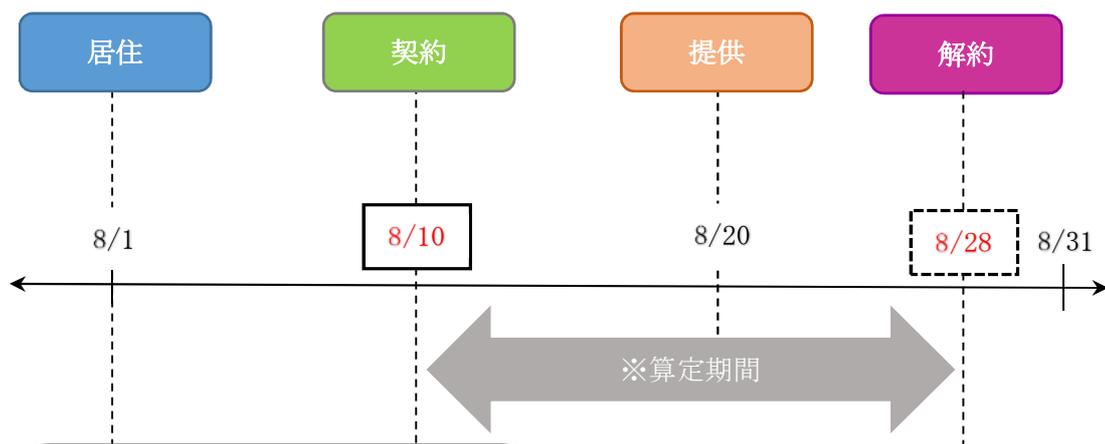
A 3

利用者数は当該月における利用者全員を **1日ごと**に合計し、**暦月の日数**で除して求めます（小数点以下切捨て）。参考までに、当該月における利用者の判断例を下図に示します。

【当該月における利用者の判断例】

● 8/1 時点で居住する者が、8/10 にサービス提供契約を結び、

8/20 にサービス提供を受け、8/28 に解約をした場合。



居住と契約を同時に満たした **8/10** を起算日とし、以降、それが継続していたとみなされる **8/28** までを算定期間とする。

※当該月においては、8/10～8/28 までを算定期間とし、**提供実績に関わらず1日ごとに1人**とする。